第２章

男女共同参画を取り巻く社会状況

1　男女共同参画をめぐる世界の動き

国連では、昭和 50（1975）年を「国際女性年」、その後 10 年間を「国連女性の十年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めてきました。昭和 54（1979）年には「女性差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めました。

平成７（1995）年には第４回世界女性会議（北京会議）が開催され、すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「北京宣言及び行動綱領」は、その後 5 年ごとに実施状況が確認・評価されており、北京会議から 20 年の節目の年に当たる平成 27（2015）年に開催された「第 59 回国連女性の地位委員会」（通称「北京＋ 20」）では、「第４回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。この政治宣言では、「北京宣言及び行動綱領」の進捗が遅く、いまだ世界には大きな格差が残っていることが指摘され、令和 12（2030）年までに、男女共同参画及び女性のエンパワメントの完全な実現を達成することをめざして、より具体的な行動をとることが表明されました。

これらを背景に、平成 27（2015）年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う（ゴール 5）」が 17 ゴールの一つとして掲げられています。

2　男女共同参画をめぐる日本の動き

我が国では、国連が昭和 50（1975）年を「国際女性年」と定めたことを契機とし、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52（1977）年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されるなど、男女共同参画に関する様々な国内法が整備されてきました。昭和 60（1985）年には「女性差別撤廃条約」が批准され、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、その後５年ごとに見直しが行われ、令和２（2020）年には「第５次男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画の個別の課題に対する取組としては、平成４（1992）年に「育児休業法」、平成７（1995）年に同法を改正して介護休業制度を法制化した「育児・介護休業法」が施行され、その後改正を重ねながら、男女共同参画との関わりが深い育児や介護について支援制度の整備が進められています。女性への暴力を防止する取組としては、平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が施行され、近年も、令和 2（2020）年の改正で児童相談所との連携の強化や保護の適用対象の拡大等が明確化されるなど法整備が進められています。また、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取組が推進されています。さらに、平成 30（2018）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原

則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和元（2019）年に開催されたG20 大阪サミットでは、男女平等と女性の経済的エンパワメントを支えることの重要性を強調する大阪首脳宣言が採択され、これらの動きを踏まえて、国は、令和２（2020）年に「第５次男女共同参画基本計画」を策定しました。

このように我が国では、男女共同参画の実現に向けた様々な取組が進められています。しかし、令和４（2022）年に発表された、男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」をみると、日本は、調査対象となった世界 146 か国のうち 116 位となっています。対象となる分野（政治、経済、教育、健康）のうち、特に政治と経済のスコアが低いことが影響し、低位となっています。

■関連する近年の法律・政策の動き

年	内容
平成28（2016）年	「女性活躍推進法」の全面施行
	「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定
	「SDGs推進本部」の設置、「SDGs実施指針」の策定
平成29（2017）年	「働き方改革実行計画」の策定
	「子育て安心プラン」の策定
	「育児・介護休業法」の改正・施行 ・育児休業期間の延長
平成30（2018）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行
	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布、一部施行（平成31年、令和２年施行）
平成31・ 令和元（2019）年	「女性活躍推進法」の一部改正（令和２年、令和４年施行） ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等
	「SDGs実施指針」の改定
	「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正 ・ハラスメント防止対策の強化
令和２（2020）年	「第５次男女共同参画基本計画」の策定
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正 ・関係機関としての児童相談所の明確化、適用対象の拡大
	「新子育て安心プラン」の策定
令和３（2021）年	「育児・介護休業法」改正（令和４年４月から段階的に施行） ・柔軟な育児休業の枠組みの創設等
	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・セクハラ、マタハラ等への対応の追加

■ジェンダー・ギャップ指数 2022 の国際順位

総合	政治	経済	教育	健康
116 位/146 か国	139 位	121 位	1 位	63 位

「GGI　ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」とは

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、政治分野、経済分野、教育分野及び健康分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにできる。
具体的には次のデータから算出される。

【政治分野】・国会議員に占める比率　・閣僚の比率　・最近50年の行政府の長の在任年数
【経済分野】・労働力率　・同じ仕事の賃金の同等性　・所得の推計値　・管理職に占める比率
・専門職に占める比率
【教育分野】・識字率　・初等、中等、高等教育の各就学率
【健康分野】・新生児の男女比率　・平均寿命

3　男女共同参画をめぐる大阪府の動き

大阪府では、昭和 56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、平成９（1997）年には、北京行動綱領等を踏まえた第４期の計画となる「新女と男のジャンププラン」を策定し、施策の推進に取り組んできました。平成 10（1998）年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」を設置し、平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成 13（2001）年「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」を策定するとともに、平成 14（2002）年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

「おおさか男女共同参画プラン」は、その後２度の見直しが行われ、令和２（2020）年には、「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」が策定されました。このプランでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響や少子高齢化の一層の進展、不安定な雇用情勢等の社会経済情勢の変化を踏まえ、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」をプラン全体にわたる横断的な視点として設定し、次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進や方針の立案・決定過程への女性の参画拡大と、そのための女性の人材の育成が強化されています。

性の多様性に関する取組としては、令和元（2019）年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を改正し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、府の責務に加え、府民、事業所の責務を追加しました。また、この条例の改正と同時に、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を新たに制定し、全ての人の性的指向と性自認の多様性が尊重される社会の実現を目的に、その理解促進のための施策を推進することが示されました。条例に基づく取組の一環として、令和２（2020）年には「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されました。

■**関連する近年の大阪府の動き**

年	内容
平成29（2017）年	「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」の策定
平成31・令和元（2019）年	「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の改正・施行
	「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の施行
令和２（2020）年	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の開始
	「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」緊急アンケートの実施
	「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」策定

■**「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の概要**

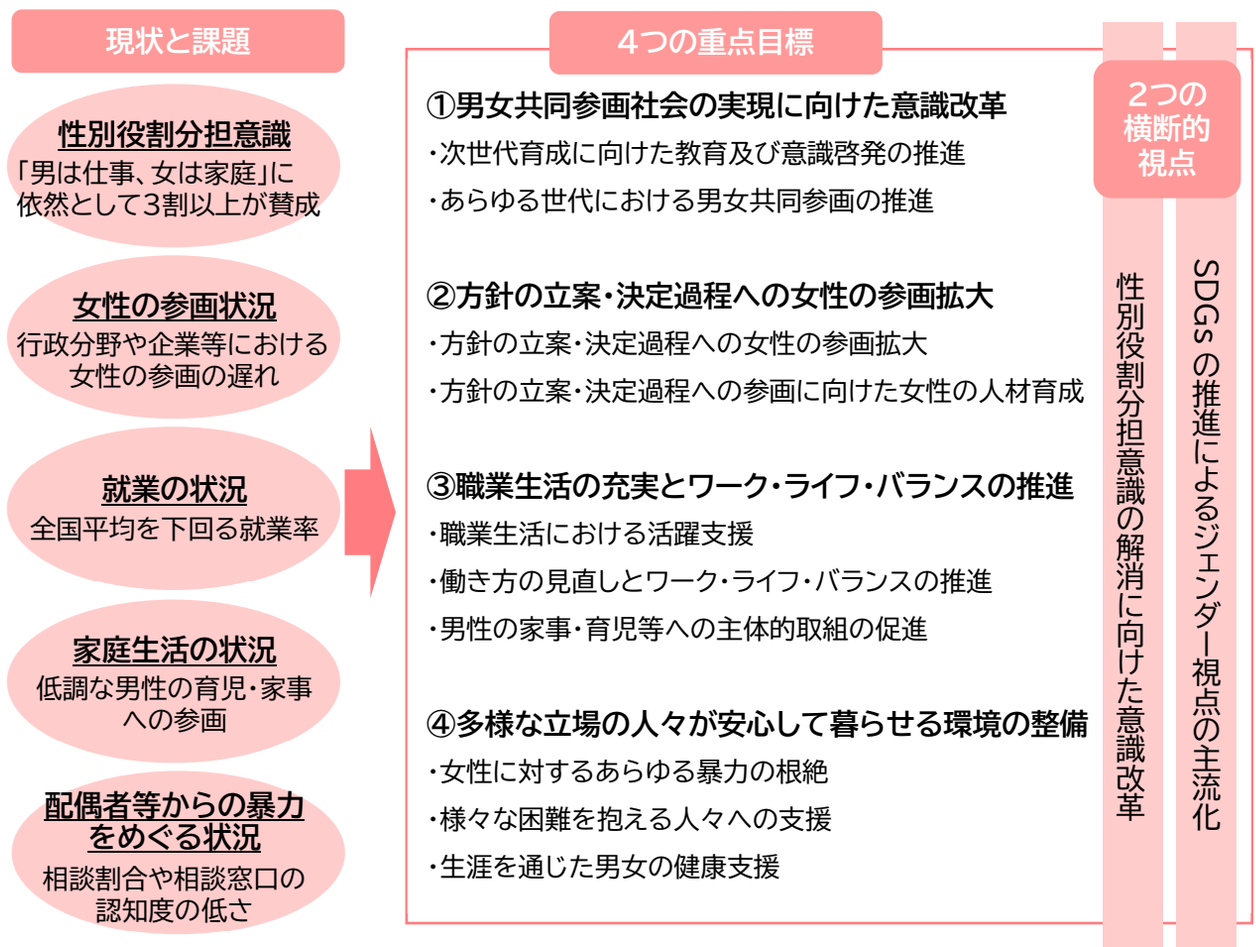

4　男女共同参画とSDGs

（1）SDGsと茨木市の取組について

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成27（2015）年９月の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。令和12（2030）年までの国際目標として、17の目標・169のターゲットを掲げており、日本政府でも積極的に取り組んでいます。

本市では、内閣府がSDGsの国内実施を推進し、官民連携でパートナーシップを深めるために設置した地方創生SDGs官民連携プラットフォームに加入しています。また、本市の取組姿勢を示す「茨木市SDGs推進ガイドライン」を定め、総合計画等に基づく施策の立案・展開の各過程において、SDGsの理念を取り入れながら取組を推進しています。

（2）男女共同参画の推進とSDGsとの関連について

SDGsでは、目標５「ジェンダー平等の実現」を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そして全体の実施においても、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲット（具体的な目標）の進展において重要な貢献をするものとされています。

わが国の「SDGs実施指針」においても、分野横断的な価値としてあらゆる取組で常にジェンダーの視点を確保し施策に反映することが必要とされています。

一方で、令和元（2019）年12月にSDGs推進本部が策定した「SDGs実施指針改定版」によれば、「特に課題があると評価された目標」に目標５「ジェンダー平等の実現」が含まれており、今後もより一層の取組を進める必要が生じています。また、このような現状を受け、優先課題のひとつとして「あらゆる人々が活躍する社会の実現」が掲げられ、あらゆる分野における女性の活躍を推進するジェンダー視点の主流化・女性の活躍や働き方改革の着実な実施等を推進することとしています。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「第５次男女共同参画基本計画」においては、めざすべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられており、男女共同参画の理念と、SDGsが掲げる目標達成に向けた理念は一致しているといえます。

「ジェンダー（gender）」とは

生物学的、身体的な性別（sex）に対し、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性によって形成された性別のこと。

「ジェンダー平等」とは

一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めること。SDGsの目標５「ジェンダー平等を実現しよう」は、個人の希望や能力ではなく「性別」によって生き方や働き方の選択肢・機会が決められることをなくし、性別にかかわらず社会的に平等であるための目標として掲げられている。